

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

○桜井委員長 それでは、日程第1の陳情審査から入りたいと思います。（1）新たに送付された陳情書でございますが、①送付30-11、同性パートナーシップの公的承認についての陳情と、②参考送付が送られてきております。順を追って審査をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、送付30-11、同性パートナーシップの公的承認についての陳情の審査に入ります。まずは、執行機関から、この件についての関連する説明等ございましたら、いただきたいと思います。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

お手元の本日のレジュメをごらんになっていただきたいと思いますが、3番に「性的マイノリティへの理解とすべての区民が自分らしく生きられる社会を目指す施策の展開を求める決議（案）について」という決議案が自民党の会派から出てきておりますので、こちらのことも含めて、皆さんに後ほどご意見もお伺いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、（発言する者あり）はい。（発言する者あり）はい。

執行機関のほうから説明がありましたら、いただきます。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 では、パートナーシップ制度につきまして補足をさせていただきます。

パートナーシップ制度というものは、同性同士のカップルの関係を自治体が承認する取り組みでございます。23区の中では、渋谷区及び世田谷区がこの認証制度を持っております。近年、全国的にこの取り組みは広がっておりまして、札幌市や福岡市は、戸籍上の性別と異なる性を生きるトランスジェンダーの方々に配慮し、対象を同姓に限っていないという事例もございます。

渋谷区は、中でも条例としてこのパートナーシップ制度を定めておりまして、条例の第10条の中で、区が行うパートナーシップ証明としまして、任意後見契約にかかわる公正証書を作成し、かつ登記を行っていることを前提として、パートナーシップ証明を発行しております。このパートナーシップ証明に対しては、区民や事業者等に区が行う、このパートナーシップ証明を最大限配慮しなければならないと規定してございます。

また、条例の中では、渋谷区営住宅条例、渋谷区民住宅条例などとの関係も明記されておりまして、区営住宅等への同性カップルの入居も認められております。

世田谷区につきましては、要綱でこのパートナーシップ制度を定めております。世田谷区の場合は、証明書という形ではなく、区長に対する宣誓に対して受領書を交付するという形になっております。渋谷区と違いまして、公正証書の作成は不要でございます。この宣誓書も10年間という保存年限が定められておりまして、要綱の中に事業者等の責務の記載はございません。

また、文京区では、パートナーシップ制度とは別なんですけれども、職員・教職員用の対応指針を定めておりまして、窓口や電話での対応、学校での配慮等について定めております。この対応指針の中に、パートナーシップの承認については触れられておりません。

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

で、このパートナーシップ証明の証明書または受領書などについてなんですけれども、効力としましては、証明書や受領書を提示することで、導入自治体や企業で家族として認められ、慶弔見舞金、結婚祝い金などの支給や、介護休暇の対象となったり、携帯電話の家族割など企業の家族割引サービスを受けられたり、保険金の受取人に指定できたりという事例が出てきております。渋谷区、世田谷区、文京区は、いずれも同性カップルの区営住宅への入居も認めております。

補足のご説明は以上でございます。

○桜井委員長 はい。ありがとうございました。

同陳情審査する上で、委員の皆さんから執行機関に聞いておきたいこと、事項等ございましたらいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大串委員 オリンピックを2年後に控えて、オリンピック憲章の中で、そういう性的少数者に対する差別を禁止するということがうたわれております。で、それに伴って、各自治体それぞれ工夫をされていると、今、説明があったとおりです。これは、憲法の中で、結婚ということが、婚姻が、男性と女性の合意によるという憲法に規定があるために、家族になれないということから、各自治体が工夫をして、性的少数者の方にも、普通の方と同じ権利を認めてあげるにはどうしたらいいだろうかということで、こういうパートナーシップ制度にしたり、今、説明があったとおり、いろいろな工夫をして普通の人と同じ権利を保障してあげようということで生まれております。で、この陳情も、そういったことでは、もう当然の陳情かなというふうに私は思います。ついては、千代田区における現状ですけれども、どうなっているかをちょっと説明していただきたいと思っております。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 千代田区の取り組みについてご報告させていただきます。

千代田区では、職員研修の中で、平成27年度から性的マイノリティを取り上げてまいりました。27年度の時点ではインクルージョンという中で取り上げたにとどまっていたんですけれども、28年度からは、もう性的マイノリティという項目を出しまして、研修を実施しております。29年度からは、3年間の計画で、管理職に対して、悉皆で性的マイノリティに関する研修を行う予定としてございます。

また、10階の男女共同参画センターMIWの中では、やはり平成27年度から、性的マイノリティに関する講座を行っております。27年度、2講座、28年度、2講座、29年度も同様に行っているところでございます。

また、29年度からは性的マイノリティの方を対象としました相談も開始しております。理解促進に向けた取り組みを始めているところでございます。

○大串委員 千代田区としては、現在そういう研修を通して、何ていうんですか、そういう理解を促進という段階だと思います。で、先ほど説明があったように、ある自治体では、職員の対応によって、対応指針を定めて、そういう家族、何ていうのかな、そういう差別が起こらないようなところをとっている。だから、理解促進からもう一步踏み込んで、具体的なところでそういう対応をとっているということですから、千代田区としては、この、今、理解促進ということでやっていますけど、その先に目指していることがあれば、そこも明確に答弁していただけるといいんですけど、どうでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 平成29年度から、文京区に倣いまして、職員の対

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

応指針の検討を始めているところでございます。平成30年度は、検討を進めまして、庁内の意見調整、また、男女平等推進区民会議のほうでご意見をいただき、対応指針の策定を進めたいと考えております。

○大串委員 それは、ぜひお願いしたいと思います。で、この対応指針がきちんとできれば、いわゆる渋谷区のようなパートナーシップ認証制度がなくても、こういった性的マイノリティの方々の権利を守ることができると、こう理解してよろしいでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 パートナーシップ制度とはまた別になるかもしれませんが、性的マイノリティの方々が暮らしやすい社会をつくっていくという上では、職員による対応指針というのは、非常に有効なものとして機能すると考えております。

○桜井委員長 うーん。はっきりとしたことは出てきていないけど、ただ、そういう方向で進めてはいるよという。パートナーシップ制度ということではないけれどということですね。はい。

ほかに。

○飯島委員 このLGBTに対する差別解消ということは、カップルに対することだけじゃなくて、例えば学校教育とかね、いろいろそういうところで、皆さんが理解ができて初めて、こういう同性のカップルを認めるということになると思うんですね。だから、それに対しては、なかなか時間もかかるし、いろんな区民への、まあ、啓蒙といいますかね、そこら辺のところも同時にやっていかないと、カップルに対することだけ認めるということには、なかなかならないと思うんですね。

で、やっぱりそういう総合的なことに対して、区がもっと旺盛に取り組んでいくという、そういう計画というのは、今のところは、MIWの研修、講座というだけなんではしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 性的マイノリティの方に対する取り組みとしましては、第5次千代田区男女平等推進行動計画の中で、施策の方向として性的マイノリティへの理解促進と支援と定めているところがございます。で、これに基づきまして、MIWの講座を初め、相談なども始めて理解促進を進めております。30年度は、学校教育の話が出てまいりましたけれども、一橋高校への、まあ、性的マイノリティというだけではないのですけれど、ちょっとデートDVなどに関する出前講座なども予定しております。さまざまな場面を含めて、より一層の性的マイノリティの方に対する理解というのを進めていきたいと考えております。

○桜井委員長 うん。考えている。まだやっていない。

飯島委員。

○飯島委員 何だか、お茶の水女子大も、（発言する者あり）うん。

○大串委員 ニュースでやってた……

○桜井委員長 うん。ニュースでやっていましたね。

○飯島委員 そうですね。ええ。入学希望者ね、幅広げたという情報がありましたけれども。やはりさまざまな角度から差別解消ということでやっていって、その結果、こういうカップルも認めていくという、そういうことにつながっていくと思うんですね。ですから、MIWだけの講座というんじゃないで、全庁挙げて、さまざまな場面で学校教育しかりですけれども、そういうところで、これからどんどん旺盛に取り組んでいただきたいと思えます。学校教育はこの所管じゃないからあれですけれども、全庁的にぜひお願いしたい

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

と思います。

以上です。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 全庁的に取り組んでまいります。

○桜井委員長 はい。

ほかに。

○岩田委員 渋谷区で2015年に新しく制度ができたというのはそのとおりで、区営住宅の入居の際に、区の発行するパートナーシップ証明書を提出すると、婚姻と同等の関係にあるとみなすことになったわけで、その一方、国のほうは、1951年の公営住宅法で、同居親族というのが入居要件になっています。で、それが2012年の法改正で撤廃されて、各自治体の判断に委ねられたということなんですが、これに関しては、千代田区はどうなっておりますでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 千代田区では、区営住宅などに関する入居についての検討は、まだ進んでいない状況でございます。

○桜井委員長 えっ、何。ごめんなさい、もう一度言って。（発言する者あり）まだ、対応していない。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 はい。区営住宅の入居に関しては、検討はされていない状況でございます。

○桜井委員長 されていない。はい。そうだろうね。そういうことだ。ね。まだそこまでは行けないわね。うん。はい。ということなんだそうです。（発言する者あり）

大坂委員。

○大坂委員 他の自治体のことになってしまうんですけども、そういった渋谷区等々で、LGBT、同性の方のカップルの入居ができるようになってきているという状況を踏まえて、例えば差別がその中で起きていたりとか、ふえている、減っている、そういった状況については、何か情報というかありますでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 まだこの制度が始まって間もないこともございまして、特段、支障の事例などは確認されておりません。

○大坂委員 こういった多様性を認める都市にしなければいけないというこの趣旨自体は、本当に尊重すべきものだし、千代田区でもこういった議論が積極的に行われるというのは、本当に意義があることだと思っているんですけども、その一方で、こういったことが進んでいって、逆に差別がふえてしまうというような状況というのは絶対に避けなければいけないことだと思っていて、そのために、先ほど飯島委員が言っていたような教育ですとか、そういった部分もしっかりとやっていかなければいけないというふうには思っているんですけども。

昨年、港区のほうでもこういった条例が議決されて、それを受けてインターネットのアンケートを行っているんですけども、それについてはご存じでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 はい、存じております。

○大坂委員 きょう、公的な報告資料として出ているわけではないので、具体的な中身について、余り突っ込んで議論はしないですけども、この中で、29ページにパートナーシップ宣誓制度について、LGBTの方々を対象としたアンケートなんですけれども、その宣誓制度について、「宣誓したいと思うか、思わないか」という項目がありまして、実

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

は71%が「したいと思わない」というふうに答えていらっしゃるんですね。これはやはり、さまざまな理由はあるんですけども、そっとしておいてほしいという方々の意見も多数あるというふうに認識をしています。そういった部分も踏まえて、慎重にしっかりと、丁寧に、今後進めていくべきものなのかなというふうに認識をしているんですけども、その辺の認識はいかがでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 性的マイノリティの方々の権利を認めながらも、そのことによって差別が進むようなことのないように、丁寧に検討をしながら、丁寧に進めていきたいと考えております。

○桜井委員長 うん。（発言する者あり）そうだね。はい。

ほかに。

○大串委員 さっき職員の対応指針のことがありましたけれども、職員が対応指針ができて、それで対応するんですけども、その際に、その性的マイノリティの方がカップルであるかどうかというのは、口頭で言われても、それを証明するものがないといけないじゃないですか。だから、そのためにきっと、認証制度なり、そういった制度をつくっているんだと思うんですけど。だから、対応指針だけだと、確かに私もちょっと、難しいところがあるよと思うんですけど、その辺はどうなんでしょう。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 対応指針だけでどうなのかという部分はありますけれども、まだ、パートナーシップ制度自体も始まって間もないところもございますので、他区の状況も見ながら対応指針から始めて、次の検討に進んでまいりたいと考えております。

○大串委員 まあ、ぜひそれは、早急にですね、もうオリンピックがあるまで間もないので、ぜひ、検討して進めてもらいたいと思います。特に、住宅の問題なんかがありますのでね。例えばそれが、本当にカップルなのかどうなのかというのがわからないということでは、ただその、窓口で、私たちは、これ、カップルですからと口頭で言っただけで、職員の方が対応できるのかどうかということも非常に難しいところがありますので、この辺は検討しながら、ぜひ、進めてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。

○寺沢副委員長 一つ、いいですか。この制度について、社会的な認知というところから言いますと、やっと、まあ、光が当たってきたかなという気がいたしますね。今までも、まあ、いろんな部分的なところでこう、話題にはなっていたということはあるんですけども、まあ、正直、私なんか、全く、学習が足りていなくて、この制度に至る、何といえますかね、やるべきだということはわかるんですけどもね。その実態、実情、それから今、大串議員が発言されましたように、非常にデリケートな部分とか、人権とか、そういったところにもさわっていく問題だと思うんですね。やはりこの陳情、私はこの趣旨はこのとおりだというふうに思っているんですけども、先ほどもあったように、子どもたち、児童・生徒の理解、それから、区民の理解というものが非常に大事になっていくんじゃないかと思えますね。で、ステップ・バイ・ステップだと思うんですけども、職員に対応指針をつくって進めていくと同時に、広く区民に対しても、理解を求めるための学習といえますか、MIWGがこれを行っていますということがありましたけど、なかなか時間

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

的な制約とか、区民に、まだまだこれからだと思えますよ。そこら辺の工夫ということについては、どんなふうに認識されていらっしゃるでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 M I Wの講座で実施するのとあわせて、区のほうとしましても、さまざまな相談でありますとか、別の人権週間などの機会を捉えまして、理解を促進させる取り組みを進めていきたいと計画をしております。（発言する者あり）

○桜井委員長 はい。

質問、よろしいですか。いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。

それでは、執行機関への質問につきましては、これで終了いたしたいと思えます。

いかがでございましょうか。取り扱いについてのご意見があれば、いただきたいと思えますけども。

○大坂委員 私も先ほど慎重にという話をいたしましたけれども、この件については、一度ここで結論を出さずに、引き続き、この委員会を通じてしっかりと議論をしていかなければならない課題だというふうに認識しています。ですので、継続していただければと思っております。

○桜井委員長 はい。

大串委員。

○大串委員 扱いに入る前に、この3番と関係があるんで、3番をやってから、扱いについては。

○桜井委員長 はい、はい。いいですよ。はい。

今、大串委員のほうからご提案がございました。陳情の形、皆さんからのご意見をいただいて、委員会としての形をつくってからと思っておりますけども、関連する事項でございまして、きょうの3番のところの決議案と同時並行して、委員の皆さんからも意見をいただきたいと思えます。

ちょっと休憩します。

午前10時54分休憩

午前10時55分再開

○桜井委員長 委員会を再開します。

大串委員のほうから、きょうの3番の当委員会での決議案についての審査も、並行してやってはどうかというご提案をいただきました。関連する事項でございまして、皆様に決議案、自民党から出た決議案でございまして、お示しをさせていただきました。お目通しをいただいてですね、何かご意見あればいただきますけども、まだ大坂委員しか、この、もとの陳情書に対してのご意見はいただいておりませんので、継続ということでのご意見はいただきましたけども、それ以外の委員さんから、この、まずは陳情書、もとの陳情書についての取り扱いについてのご意見がもしありましたら、いただきたいと思えます。いかがでしょう。

○寺沢副委員長 先ほども述べましたように、まだ、例えば千代田区にとっては、本当に初めの一歩というか、初歩的な段階ではないかと、区民を交えて、で、この陳情を見ますと、同性パートナーシップの公的承認について、導入に向けた協議を開始してくださいと

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

いうふうに、趣旨として、それから理由の下段のほうでも述べていらっしゃると思いますので、まずは学習会といいますかね、そういったものを進めるということを前提に、まあ、継続、まあ、私が、本当のことを言えば、これで陳情を採択して、その中で学習をしてもいいんじゃないかなという思いもありましたけれども、やはりさっきも述べましたようにステップ・バイ・ステップというところを考えましたら、まだまだ理解が進んでいない中で、学習を積み重ねていくというところを前提にして、継続でもいいかなというふうに考えております。

○桜井委員長 はい。

ほかにございますか。

○飯島委員 差別・偏見をなくした上で、やっぱりカップルを認めていくというか、そういうことになろうかと思えますんで、まあ、総合的にやっぱり施策を進めていく、我々の理解も深めていくという、そういうことが前提となった上で、こういうパートナー条例とか、そういうことになっていくと思えますんで、私も、継続ということで結構だと思えます。

○桜井委員長 はい。

ほかにありますか。よろしいですか。

大串委員。

○大串委員 自民党さんのほうから出たこの決議案なんですけども、反対することは全くないんですけども、若干ちょっと説明をしていただかないとわからないところがあります。

○桜井委員長 はい。

○大串委員 で、この基本理念というのは、もう行動計画にある基本理念、そのとおりだということで述べて、今後はオリンピック目指して、この基本理念をさらに実現していく絶好の機会と捉えるべきであるということなんですけれども、実現していくためには、どうすることが必要なのか、自民党さんとして考えられていることがあったら、先ほどの議論も踏まえた上で、お答えしていただきたいと思えます。

○桜井委員長 はい。この大串委員が——すみません、私、委員長という立場ですけども、自民党という立場でもあるので、すみませんが、一緒に、私の足りないところがありましたら、大坂委員も、山田委員も、つけ加えてください。

先ほど、この当委員会の中でも議論のあった具体的な施策、一番最後のところに、積極的に施策を推進するよう要望しますというのを書いています。で、まさにこのところに尽きるんじゃないかというふうに思っております、その具体的なものは何かといえば、寺沢委員がおっしゃったような講義だとかですね、先ほどMIWを中心にとということがありましたけども、MIWだけではないと思えます、こういうことについては。

それと、飯島委員おっしゃった、差別をなくすということについては、当然のことですので、その文言もこの中には入れさせていただいております。で、そういう、あらゆる機会を通じて、理解に向けた施策の推進を行っていくということが、この決議案の中には盛り込まれているということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

大串委員。

30-11 同性パートナーシップの公的承認についての陳情

○大串委員 この積極的な施策が何かということであれば、その理解に向けた取り組みであると。ね。

○桜井委員長 そうです。

○大串委員 だけど、そうすると、理解促進に向けてということは、もう既に千代田区として行動計画の中でうたわれていて、既にそういう事業も実施しているところなんですよ。ですから、改めてまた決議する内容として、理解促進に向けてというと、またちょっとあれなので、もう一歩先を目指した——まあ、文言としては書きませんよ。この中には書かないけれども、この積極的な施策の推進ということの意味としては、先ほど議論があった職員の対応指針、それから、対応指針を具体化するためには、そういうしっかりした、何というんですか、認証、パートナーシップ制度とか、そういったものがなければ進まないと思うんですよ。ですから、そういったものも、今ここには文言としては書かないけれども、そういったものも意図したものであるということであれば、私としては大いにそれは納得できるんですけど、どうなんでしょうか。

○桜井委員長 はい。表題を見ていただきたいと思うんですが……

○大串委員 はい。

○桜井委員長 「区民が自分らしく生きられる社会」というのが、まさにその、パートナーシップの社会だというふうに認識をしております、それを目指す施策の展開ということでございますので、具体的な文言としては書いてございませんけども、そういう方向性については大串委員と全く一緒の考え方でございます。よろしいですか。

ほかに。

ということでございます……

○大串委員 委員長。

○桜井委員長 はい。大串委員。

○大串委員 じゃあ、わかりました。では、そういったことであれば、先ほどの、今の陳情なんすけども、扱いとしては、ここで、委員会としてもこの決議をもって進めるという方向がはっきりしていますので、この陳情については、本当は採択したいところではありますけれども、継続ということにさせていただいて、それで、執行機関のほうからは、その都度、進捗状況を報告してもらえるようにしていただければと思います。

○桜井委員長 そうですね。はい。

大串委員からもご意見をいただきました。もし、ほかにございませんでしたら。この陳情につきましては、皆さんからご意見をいただきましたが、継続審査という形にして、今後も当委員会で、この事項については、またいろいろな変化がありましたら報告をいただいて、我々委員の中にも、このことに対する認識を少しでも深めるような、そのような活動を委員会としても行っていきたい。

それと、あわせて、3番目の事項になりますけども、皆様のお手元にお配りさせていただきました決議案につきましては、皆さんの合意が得られるようであれば、委員会の提出議案という形で、決議案を議長のほうにご報告をするというような形にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○桜井委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。はい。